

# 一般社団法人山形県放射線技師会 役員選任規程

## 第1章 総 則

(目的)

- 第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会（以下「本会」という）の役員  
の選任についての必要事項を定める。
- 2 補欠役員の選任についても、この規程を準用する。

## 第2章 選挙管理委員会

(委員会の設置)

- 第 2 条 役員を選出するために、理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

(委員の選任)

- 第 3 条 選挙管理委員会は、正会員の中から各地区1名を選出して構成し、委員長は  
互選とする。
- 2 選挙管理委員会の任期は2年とする。
- 3 役員及びその選挙の候補者は、選挙管理委員になることができない。
- 4 選挙管理委員会は委員長がこれを招集する。

(委員会の業務)

- 第 4 条 選挙管理委員会は、次の業務を行う。
- (1) 選挙の告示
- (2) 役員の候補者届の受理、資格審査、候補者氏名の公示
- (3) 投票及び開票の管理と当選の確認
- (4) 当選者の発表
- (5) その他選挙管理に関する一切の業務

## 第3章 役員の選挙

(立候補者)

- 第 5 条 役員に立候補しようとする者、又は推薦しようとする者は、選挙管理委員会  
に必要事項を記載した立候補届又は推薦届を届け出る。ただし、推薦届の場合  
は推薦者5名以上の署名及び本人の同意を必要とする。

(締切日)

- 第 6 条 立候補及び推薦候補届の締め切りは、選挙管理委員会の指定する日時とする。

(採決方法)

- 第 7 条 採決は、候補者ごとに総会運営規程第15条規定のいずれかの方法により行  
う。

(選挙の順序)

第 8 条 選挙は、次の順序で行う。

- (1) 理事
- (2) 監事

(当選者)

第 9 条 当選者は、それぞれ有効投票数を得た者から高点順に定める。

2 当選者が当選後三ヶ月以内に欠員が生じた場合は、次点者を繰上げ当選とする。

(無採決)

第 10 条 候補者が定款第 22 条の役員定数を超えないときは、無採決当選者を決めることができる。

#### 第 4 章 選挙権及び被選挙権

(選挙権及び被選挙権)

第 11 条 選挙権及び被選挙権は、前年度までの会費を完納した者に限る。

#### 第 5 章 会長及び副会長

(選定)

第 12 条 総会において当選者決定後すみやかに理事会を開催し、その過半数の決議をもって会長及び村山・置賜・庄内最上の各地域から副会長 1 名ずつを選定し、総会に報告するものとする。但し、第 10 条の規定により無採決によって理事が当選した場合はこの限りにあらず。

#### 附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。
- 2 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会設立日より施行する。